

令和5年度第1回東京都国民健康保険運営協議会 参考資料

目次

- p. 1 国民健康保険運営協議会（都道府県、市町村）設置の根拠規定
- p. 2 東京都国民健康保険運営協議会条例
- p. 3 令和3年度被保険者数、前期高齢者加入率
- p. 4 令和3年度一人当たり医療費、一人当たり所得金額、一人当たり保険料
- p. 5 令和3年度保険料収納率
- p. 6 法定外一般会計繰入の状況（令和3年度）
- p. 7 都内区市町村の医療費適正化の取組状況
- p. 8 後発医薬品の使用割合（令和4年9月診療分）

○ 国民健康保険法(抄)

(国民健康保健事業の運営に関する協議会)

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…国民健康保健事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 二 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 三 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保健事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。
- 四 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。
- 二 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 三 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 四 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 五 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

二 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

東京都国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十一条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 協議会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- 二 国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- 三 前二号のほか、国民健康保険事業の運営に関すること(東京都が処理する事務に係るものに限る。)

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げる者につき知事が委嘱する委員二十一人をもって組織する。

- 一 被保険者を代表する委員 六人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 六人
- 三 公益を代表する委員 六人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 三人

(会長の設置及び権限)

第四条 協議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第六条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(東京都国民健康保険委員会条例の廃止))

- 2 東京都国民健康保険委員会条例(昭和三十八年東京都条例第三十六号)は、廃止する。

附 則(平成二九年条例第八七号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

令和3年度被保険者総数、前期高齢者加入率

No.	区市町村名	一般被保険者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者加入率 (%)
1	千代田区	10,467	2,671	25.5%
2	中央区	27,350	7,185	26.3%
3	港区	50,930	12,409	24.4%
4	新宿区	86,307	19,266	22.3%
5	文京区	38,790	12,605	32.5%
6	台東区	46,387	12,852	27.7%
7	墨田区	53,268	18,212	34.2%
8	江東区	92,928	35,510	38.2%
9	品川区	70,283	24,959	35.5%
10	目黒区	55,382	15,879	28.7%
11	大田区	129,523	48,958	37.8%
12	世田谷区	179,897	54,371	30.2%
13	渋谷区	51,989	12,273	23.6%
14	中野区	75,467	19,873	26.3%
15	杉並区	116,015	35,659	30.7%
16	豊島区	67,630	17,015	25.2%
17	北区	72,457	25,807	35.6%
18	荒川区	46,852	15,303	32.7%
19	板橋区	115,363	40,282	34.9%
20	練馬区	139,128	46,332	33.3%
21	足立区	147,074	50,047	34.0%
22	葛飾区	96,552	34,333	35.6%
23	江戸川区	128,903	43,319	33.6%

(出典) 東京都「令和3年度 国民健康保険事業状況」

No.	区市町村名	一般被保険者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者数 ・年度平均 (人)	前期高齢者加入率 (%)
24	八王子市	123,281	51,909	42.1%
25	立川市	37,354	14,332	38.4%
26	武蔵野市	28,681	10,261	35.8%
27	三鷹市	37,130	12,940	34.9%
28	青梅市	30,625	14,474	47.3%
29	府中市	50,422	19,151	38.0%
30	昭島市	24,048	10,517	43.7%
31	調布市	45,169	16,015	35.5%
32	町田市	86,930	36,426	41.9%
33	小金井市	22,344	8,563	38.3%
34	小平市	37,997	14,401	37.9%
35	日野市	34,953	15,095	43.2%
36	東村山市	31,901	12,977	40.7%
37	国分寺市	23,469	8,884	37.9%
38	国立市	15,895	5,909	37.2%
39	西東京市	40,901	15,556	38.0%
40	福生市	14,611	5,451	37.3%
41	狛江市	16,775	6,062	36.1%
42	東大和市	18,133	7,628	42.1%
43	清瀬市	16,082	6,436	40.0%
44	東久留米市	24,725	10,381	42.0%
45	武蔵村山市	16,504	6,423	38.9%
46	多摩市	31,838	14,624	45.9%
47	稲城市	16,843	6,791	40.3%
48	あきる野市	18,826	8,182	43.5%
49	羽村市	11,850	5,169	43.6%
50	瑞穂町	8,441	3,564	42.2%
51	日の出町	3,947	1,996	50.6%
52	檜原村	627	329	52.5%
53	奥多摩町	1,318	745	56.5%
54	大島町	2,256	1,024	45.4%
55	利島村	90	34	37.8%
56	新島村	782	398	50.9%
57	神津島村	750	269	35.9%
58	三宅村	613	328	53.5%
59	御蔵島村	100	31	31.0%
60	八丈村	2,458	1,091	44.4%
61	青ヶ島村	38	16	42.1%
62	小笠原村	931	183	19.7%
東京都		2,778,580	959,685	34.5%
特別区		1,898,942	605,120	31.9%
市町村		879,638	354,565	40.3%

令和3年度一人当たり医療費、一人当たり旧ただし書き所得、一人当たり保険料

No.	区市町村名	一人当たり医療費(円)	一人当たり旧ただし書き所得(千円)	一人当たり保険料(円)
1	千代田区	362,692	3,017	155,457
2	中央区	326,128	1,520	131,667
3	港区	318,748	2,013	136,171
4	新宿区	300,269	1,121	109,134
5	文京区	352,086	1,180	125,518
6	台東区	345,561	1,006	113,329
7	墨田区	371,893	870	105,212
8	江東区	394,719	869	106,590
9	品川区	386,042	1,181	122,599
10	目黒区	337,825	1,428	133,096
11	大田区	398,328	1,083	116,027
12	世田谷区	326,547	1,346	130,202
13	渋谷区	314,288	1,969	137,711
14	中野区	320,300	971	110,184
15	杉並区	325,158	1,146	121,860
16	豊島区	298,703	957	105,270
17	北区	369,079	816	101,793
18	荒川区	364,255	767	101,940
19	板橋区	364,275	873	102,718
20	練馬区	346,707	1,007	111,531
21	足立区	372,720	791	99,394
22	葛飾区	366,283	716	99,915
23	江戸川区	364,808	846	106,717

※東京都「令和3年度国民健康保険事業状況年報」及び厚生労働省「令和3年度国民健康保険実態調査」より東京都作成

- ・一人当たり医療費は、一般被保険者の費用額計を年間平均一般被保険者数で除して算出
- ・一人当たり旧ただし書き所得は、「令和3年度国民健康保険実態調査」より作成(令和2年所得)
- ・一人当たり保険料は、一般被保険者の保険料調定額(介護分除く)を年間平均一般被保険者数で除して算出

No.	区市町村名	一人当たり医療費(円)	一人当たり旧ただし書き所得(千円)	一人当たり保険料(円)
24	八王子市	362,568	774	92,463
25	立川市	353,551	865	93,136
26	武蔵野市	332,972	1,337	96,932
27	三鷹市	353,718	1,161	91,637
28	青梅市	374,691	715	79,579
29	府中市	359,892	940	74,722
30	昭島市	372,577	753	81,624
31	調布市	348,156	1,093	89,432
32	町田市	371,042	876	88,799
33	小金井市	355,797	1,090	97,238
34	小平市	356,078	934	87,763
35	日野市	361,432	871	79,136
36	東村山市	381,514	825	88,557
37	国分寺市	345,701	1,149	86,606
38	国立市	333,890	950	82,215
39	西東京市	353,048	816	84,859
40	福生市	324,103	715	70,624
41	狛江市	358,183	985	88,296
42	東大和市	362,273	726	92,690
43	清瀬市	382,224	862	78,460
44	東久留米市	360,367	882	89,073
45	武蔵村山市	369,807	724	80,505
46	多摩市	376,178	855	83,345
47	稲城市	347,454	1,007	84,750
48	あきる野市	348,321	740	71,818
49	羽村市	370,052	769	81,157
50	瑞穂町	327,489	821	71,920
51	日の出町	382,708	664	74,140
52	檜原村	396,553	625	58,478
53	奥多摩町	485,219	623	65,825
54	大島町	403,953	689	83,564
55	利島村	271,598	973	67,100
56	新島村	373,311	622	69,302
57	神津島村	296,014	1,005	99,781
58	三宅村	399,555	615	84,343
59	御蔵島村	329,656	959	63,120
60	八丈町	318,228	633	81,928
61	青ヶ島村	438,506	851	104,447
62	小笠原村	214,910	930	80,172
	東京都	353,908	1,017	105,050
	特別区	351,214	1,074	113,710
	市町村	359,725	893	86,356

令和3年度保険料収納率

(%)

No.	区市町村名	保険料収納率
1	千代田区	92.92
2	中央区	90.21
3	港区	87.80
4	新宿区	84.53
5	文京区	94.89
6	台東区	88.15
7	墨田区	90.32
8	江東区	91.52
9	品川区	93.02
10	目黒区	93.46
11	大田区	88.67
12	世田谷区	90.00
13	渋谷区	89.45
14	中野区	87.06
15	杉並区	91.26
16	豊島区	88.68
17	北区	87.35
18	荒川区	90.91
19	板橋区	90.46
20	練馬区	93.50
21	足立区	89.52
22	葛飾区	88.30
23	江戸川区	91.21

(出典) 東京都「令和3年度国民健康保険
事業状況」

(%)

No.	区市町村名	保険料収納率
24	八王子市	95.65
25	立川市	92.55
26	武蔵野市	94.89
27	三鷹市	95.37
28	青梅市	94.38
29	府中市	94.47
30	昭島市	94.70
31	調布市	93.51
32	町田市	96.92
33	小金井市	97.70
34	小平市	94.81
35	日野市	94.62
36	東村山市	93.92
37	国分寺市	97.13
38	国立市	96.42
39	西東京市	94.85
40	福生市	90.56
41	狛江市	97.43
42	東大和市	96.70
43	清瀬市	95.32
44	東久留米市	95.23
45	武蔵村山市	93.67
46	多摩市	95.41
47	稲城市	97.36
48	あきる野市	96.33
49	羽村市	95.43
50	瑞穂町	93.31
51	日の出町	96.23
52	檜原村	99.22
53	奥多摩町	99.32
54	大島町	94.66
55	利島村	100.00
56	新島村	96.82
57	神津島村	99.90
58	三宅村	94.90
59	御蔵島村	100.00
60	八丈町	96.19
61	青ヶ島村	99.69
62	小笠原村	98.27
	東京都	91.43
	特別区	90.09
	市町村	95.26

法定外一般会計繰入の状況(令和3年度)

項目		一般会計繰入金 (法定外)合計	決算補填等目的分計＝「解消すべき赤字」			決算補填等以外の 目的分計(注3)	
			決算補填目的 のもの(注1)	保険者の政策に よるもの(注2)	過年度の赤字に よるもの		
全国	金額(億円)	1,281	6	638	29	674	607
東京都	金額(億円)	414	3	315	6	323	90

(注1)保険料の収納不足のため、高額療養費貸付金

(注2)保険料(税)の負担緩和を図るため、地方単独の保険料(税)の軽減額、任意給付に充てるため

(注3)保険料(税)の減免額に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増等、保健事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、納税報奨金(納付組織交付金等)、基金積立、返済金、その他

(注4)端数の関係上、合計が一致しない場合がある。

※ 令和3年度国民健康保険(市町村国保)の財政状況(厚生労働省)等より作成

都内区市町村の医療費適正化の取組状況

○保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定状況 (令和5年4月現在)

	区市町村数
策定済	62
策定中・未策定	0

○糖尿病性腎症重症化予防の取組状況(令和4年11月現在)

	受診勧奨	保健指導
実施している	57	58
今後実施予定	1	0
予定なし	4	4

○加入者の適正受診・適正服薬に向けた取組状況(令和4年8月現在)

	区市町村数
重複・多剤投与を対象とした事業実施	46

【令和5年度保険者努力支援制度(市町村分)による】

後発医薬品の使用割合(令和4年9月診療分)

No.	区市町村名	使用割合(数量シェア)
1	千代田区	68.0%
2	中央区	68.7%
3	港区	67.2%
4	新宿区	72.8%
5	文京区	71.3%
6	台東区	76.2%
7	墨田区	76.4%
8	江東区	76.8%
9	品川区	75.6%
10	目黒区	72.1%
11	大田区	76.8%
12	世田谷区	72.3%
13	渋谷区	70.1%
14	中野区	74.9%
15	杉並区	72.4%
16	豊島区	74.8%
17	北区	75.0%
18	荒川区	76.0%
19	板橋区	78.0%
20	練馬区	77.1%
21	足立区	79.1%
22	葛飾区	79.3%
23	江戸川区	76.9%

No.	区市町村名	使用割合(数量シェア)
24	八王子市	79.7%
25	立川市	81.2%
26	武蔵野市	73.8%
27	三鷹市	76.0%
28	青梅市	82.6%
29	府中市	78.7%
30	昭島市	80.2%
31	調布市	76.4%
32	町田市	79.6%
33	小金井市	74.1%
34	小平市	78.7%
35	日野市	82.9%
36	東村山市	80.0%
37	国分寺市	75.5%
38	国立市	73.8%
39	西東京市	80.8%
40	福生市	82.6%
41	狛江市	76.3%
42	東大和市	83.3%
43	清瀬市	80.8%
44	東久留米市	81.0%
45	武蔵村山市	84.6%
46	多摩市	79.4%
47	稲城市	79.8%
48	あきる野市	85.0%
49	羽村市	79.6%
50	瑞穂町	82.8%
51	日の出町	83.1%
52	檜原村	80.4%
53	奥多摩町	84.7%
54	大島町	78.9%
55	利島村	87.2%
56	新島村	68.9%
57	神津島村	89.2%
58	三宅村	88.6%
59	御蔵島村	55.0%
60	八丈町	82.1%
61	青ヶ島村	73.0%
62	小笠原村	75.7%
	東京都	76.8%

※保険者別の後発医薬品の使用割合(令和4年9月診療分)(厚生労働省)より作成